

令和6年皆野町農業委員会第5回定例総会議事録

1. 開催期日 令和6年5月24日（金）
2. 開催場所 皆野町役場 3階 301会議室
3. 開議時刻 午後 1時30分
4. 閉議時刻 午後 2時30分
5. 宣告者 皆野町農業委員会長 浅見 寿太郎
6. 委員出席状況

農業委員：出席者：13人・欠席者：1人

推進委員：出席者：4人・欠席者：1人

番号	氏名	備考	番号	氏名	備考
1	齊藤三恵子	出席	11	小池幹夫	出席
2	野澤辰雄	出席	12	横田和子	出席
3	東光義	出席	13	高橋健一	出席
4	大濱英一	出席	14	長島徳治	出席
5	浅見寿太郎	欠席	皆野	丸山眞守	出席
6	四方田順造	出席	国神	柴崎孝夫	出席
7	葦原義人	出席	金沢	田中輝雄	欠席
8	新井義虎	出席	日野沢	山本丈示	出席
9	武内初代	出席	三沢	田島一男	出席
10	四方田克己	出席			

7. 会議に付した議案

議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について

1件

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について

6件

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

1件

8. 事務局 三橋博臣、井上裕太

9. 会議の概要

長島職務代理
あいさつ

皆さん、こんにちは。大変暑くなりました。急遽私がやる立場になりました。何せ不慣れなものでございますが、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

簡単ではありますが、以上で挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願い致します。

事務局

ありがとうございました。

続いて、次第3の議案に入ります。

なお、3. 議案の議長につきましては、皆野町農業委員会会議規則第4条の規定に基づきまして、長島職務代理に議長をお願いしたいと思います。

それでは、長島職務代理、よろしくお願い致します。

長島職務代理

それでは、始めさせていただきます。

ただいまの出席委員数は17名です。

定足数に達しておりますので、これより令和6年皆野町農業委員会第5回定例総会を開会いたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。これに従って議事を進めてまいります。

なお、本日の会議に欠席の届出は、5番、浅見寿太郎委員、金沢区域担当、田中輝雄委員の2名でございます。

次に、議事録署名人に、

10番、四方田克己委員

13番、高橋健一委員をご指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。

出席委員

(異議なしの声あり)

長島職務代理

ご異議ないものと認めます。よって、議事録署名人に、

10番、四方田克己委員

13番、高橋健一委員をお願いいたします。よろしくお願い致します。

議案第1号、農地法第4条の規定による許可申請について、1件を議題といたします。

番号1について審議します。

事務局に議案の朗読をお願いいたします。

事務局

(事務局朗読)

長島職務代理

ありがとうございました。
農業委員として地区担当 8 番、新井義虎委員に対象農地の状況について説明を求めます。

8 番
新井委員

20 日の日に事務局と現地確認に行っていました。この現地の写真を見てもらうと分かる通り、もう物置の半分は大きな木で覆われていて、物置を造る当時は、私の記憶で昔は竹やぶだったと思いますが、もう作物も取れないので、当時は〇〇〇〇さん家は牛をたくさん飼っていたものですから、牛舎にして、もう牛をやっているなくなったために倉庫にして、現在は中国の人が借りて使っているような状況です。もう山の中の畑で、作物は取れないような畑だったものですから牛舎を建てたのだと思います。ご審議のほどよろしく願いいたします。

長島職務代理

ありがとうございました。
これより本件に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

1 2 番
横田委員

今、借りている方が中国の方ということで、ご本人が使っているのではなくて、貸倉庫としてやっているわけだとすると、何か 4 条ではなくて 5 条の申請になるのかなというふうに思ったのですが、そうではないのでしたっけ、貸倉庫になると。

長島職務代理

その辺はどうでしょうか。事務局。

事務局

この案件につきまして、一応埼玉県の方とも少し相談させていただいています。当初 5 条ということで、5 条のお話もさせていただいていたのですが、これ建てた経緯が牛舎としてで、小屋にしたものを今回貸しているということで、貸倉庫でも、どちらでも問題ないということで話をいただきまして、申請人の方等とご相談させていただいた結果、4 条申請で上がってきたということです。なので、一応県にも 5 条のほうがいいのか、4 条のほうがいいのかというのは確認した上で、4 条で問題ないということでご判断いただいていますので、ですので 4 条申請で受け付けた次第です。

1 2 番
横田委員

分かりました。

長島職務代理	ほかにありませんでしょうか。よろしいでしょうか。
出席委員	(なしの声あり)
長島職務代理	<p>質疑がございませんので、これより採決をいたします。</p> <p>本件は許可相当の意見を付して県知事宛て進達することを可とする委員は挙手をお願いいたします。</p>
出席委員	(委員の挙手)
長島職務代理	<p>挙手委員が多数と認めます。</p> <p>よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛て進達することに決定いたしました。</p> <p>議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、6件を議題といたします。</p> <p>この6件については、譲受人が同一のため、まとめて審議をいたします。</p> <p>事務局に議案の朗読、説明をお願いいたします。</p>
事務局	(事務局朗読)
長島職務代理	<p>大量の朗読をありがとうございました。</p> <p>農業委員地区担当の2番、野澤辰雄委員に対象農地の状況について説明をお願いいたします。</p>
2番 野澤委員	<p>20日の日に事務局と現地を確認してまいりました。場所的には、〇〇〇〇という神社があるのですが、その左方向、橋を渡った山の麓になります。2号の1から2は畑で、除草されて作物は作られていない状況と。あと3から6については、牧場の土地ということで、昔、牧草が多分植えてあったと。牛等が放牧されていたところなのですが、今はほとんど使用されていなく、雑木が大変生えた状態でありまして。そんな状況の中ですので、一時転用ということなので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。</p>
長島職務代理	<p>ありがとうございました。</p> <p>これより本件に対する質疑を行います。質疑のある方は対象の番号をおっしゃった上、お願いをいたします。</p> <p>よろしいですか。質疑ございませんか。</p>

出席委員

(なしの声あり)

長島職務代理

質疑がございませんので、これより番号ごとに採決いたします。
番号1について採決いたします。
本件は許可相当の意見を付して県知事宛て進達することを可とする委員は挙手をお願いします。

出席委員

(委員の挙手)

長島職務代理

挙手委員が多数と認めます。
続きまして、番号2について採決いたします。
本件は許可相当の意見を付して県知事宛て進達することを可とする委員は挙手をお願いします。

出席委員

(委員の挙手)

長島職務代理

挙手委員が多数と認めます。
番号3について採決いたします。
本件は許可相当の意見を付して県知事宛て進達することを可とする委員は挙手をお願いします。

出席委員

(委員の挙手)

長島職務代理

挙手委員が多数と認めます。
番号4について採決いたします。
本件は許可相当の意見を付して県知事宛て進達することを可とする委員は挙手をお願いします。

出席委員

(委員の挙手)

長島職務代理

挙手委員が多数と認めます。
番号5について採決いたします。
本件は許可相当の意見を付して県知事宛て進達することを可とする委員は挙手をお願いいたします。

出席委員

(委員の挙手)

しては、各市町村のほうの届出で済むので、農業委員会の許可等ではなくなりますので、届出が来ると思います。ただ、その附帯工事関係というのですか、例えばどこかに駐車場を設けたり、資材を置く場所を設けたり、そういう場合になるとまた転用許可が必要になりますので、そういったところでまた相談は来るかもしれないのですが、かなり今回地籍調査から結構スパンを取っているのです。農地転用、一時転用の。それこそ事業の操業期間というのが令和7年12月31日までということで1年半ですか、ということで取っていますので、かなり大規模に今町のほうの鉄塔が古いことによる建て替えというのをやっているところになります。

事業計画等もつけているので、そこにも書いてあるのですが、今回上がってきている鉄塔につきましては、昭和32年に建設されたというふうに書いてあるものもごございます。ですので、昭和32年に建てた今ある鉄塔は軒並み入れ替えるといえますか、それに伴う色々な調査等を行って、その調査をするにしても、物を上げなければいけませんので、それに伴うモノレールのルートというのですか、を作ったり、今申請が来ているということです。

ですので、今回の申請で、一応町のほうに相談に来ているものの大半は終わるのですけれども、あとは私が聞いているのは、曾根坂、さっき言ったように秩父との境の辺りにちょうどもう一個ありまして、そこへの進入等に対して、ちょっと申請の関係で来月ぐらいですか、来るというようなことで話は聞いています。

以上、その全体像をざっくりと。

12番
横田委員

分かりました。全体像はそれでいいのですけれども、私が聞きたいのは、これ1件1件案件を出してくるのではないですか。今、一時転用というのを聞いて、期間が1年ちょっとかかってしまうということは、一時転用で、一括で申請というのは無理なのだろうなというのが分かったのですけれども、これってある程度全体をまとめた申請で、その部分を一括で申請はできなかつたのかなというふうに。個々だと何だかよく分からなくなってしまう。でも、もう何かそれぞれが期間がまた重なると、一時転用ではちょっと追い切れない、一括だと追い切れない部分があるのかなというのが今判断で分かったのですけれども、こういったものの全体を通して、事務局に何か案件が上がってきたときに、1件で申請は、大量ですけれども、でも相手方とか、申請人は1人ですけれども、相手方が結構多かったり、図面とかがいっぱいついてしまって、でも1件1件にしても同じなので、それが無理だったのだろうなというふうには思ったので、できれば一括ででき

なかったのかなというふうに思ったのですけれども、今聞いたらちょっと無理だというのが分かったので、それはそれで結構だと思います。すみません。後になってしまって申し訳ないです。

事務局

やはりおっしゃるとおりで、地権者さんも結構山のほうなので、亡くなっていたりして、かなり追うのが大変みたいなのです。なので、こういう言い方はあれですけれども、ある程度そこでできたものから出しているのに近いのかなとは。前回のときも法定相続人で申請来ていたりもしていますし、あとは〇〇方面につきましては、ちょっと私が聞いているのは、もう相続が追えないようなところもあるような話もしていて、かなり相手方の全部をまとめてというのが難しいみたいです。どうしてもなるべく早く工事入れるところからは入りたいでしょうから、そういったものもあって、あとはちょっと場所も少し離れていたりもするので、それごとに出していただいているというのが現状です。

長島職務代理

よろしいですか。

12番
横田委員

分かりました。

長島職務代理

そうしましたら、次に移ります。

議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、2件を議題といたします。

〇〇〇〇の利用集積計画2件について審議をいたします。

本件については、9番、武内初代委員、11番、小池幹夫委員が譲渡人の案件になります。したがって、利害関係がありますので、皆野町農業委員会会議規則第10条の規定により、武内初代委員、小池幹夫委員の退席を求めます。

(9番 武内初代委員、11番 小池幹夫委員退席)

長島職務代理

そうしたら、議案の説明をお願いいたします。

事務局

(事務局朗読)

長島職務代理

ありがとうございました。

これより本件に対する質疑を行います。質疑のある方はお願いしま

す。質疑はございませんか。よろしいでしょうか。

出席委員

(なしの声あり)

長島職務代理

質疑がございませんので、これより採決をいたします。
本件は皆野町が作成する農地利用集積計画を承認することを可とする委員は挙手をお願いいたします。

出席委員

(委員の挙手)

長島職務代理

委員の挙手が多数と認めます。
よって、本件は皆野町が作成する農地利用集積計画を承認することに決定をいたしました。
武内委員、小池委員の復席を求めます。

(9番 武内初代委員、11番 小池幹夫委員復席)

長島職務代理

武内委員、小池委員に申し上げます。本件は計画が適当であると認め、承認することに決定いたしましたので、ご報告申し上げます。
以上、審議いただく議案は全て終了いたしました。ありがとうございました。